

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月八日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則
第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人奈良県暴力団追放県民センター（平成四年二月一日に財団法人
奈良県暴力団追放県民センターという名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団
法人奈良県暴力団追放県民センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年二月一日から適用する。